

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	川口 英幸
【住所又は本店所在地】	愛知県名古屋市千種区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年8月28日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アプリックス
証券コード	3727
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	川口 英幸
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中種区
事務上の連絡先及び担当者名	川口 英幸
電話番号	080-3658-3000

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社NEO INNOVATION
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中種区高見1丁目21-20
事務上の連絡先及び担当者名	川口 英幸
電話番号	080-3658-3000

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年8月18日
訂正箇所	共同保有者である株式会社NEO INNOVATIONの本店所在地変更に係る変更報告書が未提出であることが判明し、当該変更について先に変更報告書を提出する必要があるため、本変更報告書を取り下げるものです。